

令和3年8月27日開催

## 新庄市農業委員会第15回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和3年8月）議事録

1. 開催日時                    令和3年8月27日（金）午前10時
2. 開催場所                    新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（17名）

1 番 浅沼 玲子	2 番 笹 行也
3 番 清水 哲夫	4 番 間 真一
5 番 田宮 成彦	6 番 丹 茂
7 番 星川 豊	8 番 五十嵐 成生
9 番 佐藤 啓右	12番 三原 康志
13番 高山 光弥	14番 森 良一
15番 星川 吉和	16番 下山 秀一
17番 星川 秀男	18番 佐藤 喜代志
19番 早坂 浩樹	
4. 欠席した委員（2名）

10番 齋藤 謙二	11番 指村 貞芳
-----------	-----------
5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名  
日程第 2 議案第 52 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
日程第 3 議案第 53 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
日程第 4 議案第 54 号 農業振興地域整備計画の変更について  
日程第 5 報告第 37 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
日程第 6 報告第 38 号 2 アール未満農地転用届出について  
日程第 7 報告第 39 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について

## 6. 出席した事務局職員

事務局長	横山 浩	総務主査	鏡 彰広
主 査	早坂 和弥	主 事	結城 美緒

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

それでは、これより令和 3 年度新庄市農業委員会第 15 回総会を開催いたします。総会に入る前に事務局より出席の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 17 名です。欠席通告者は 10 番齋藤謙二委員、11 番指村貞芳委員の 2 名です。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本第 15 回総会が成立していることをご報告申し上げます。

では会長に議長をお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によりまして議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 8 番五十嵐成生委員と 18 番佐藤喜代志委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の早坂和弥さんと結城美緒さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

○議長

次に日程第2、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第52号農地法第3条の規定による許可申請につきまして、新庄地区1件、八向地区1件、合計2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区1番につきまして、8月22日に調査確認いたしました。同一世帯で、経営移譲のための使用貸借権の再設定であり、農地も適正に管理されており問題なしと判断いたしましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区1番につきまして、8月18日に調査確認いたしました。譲渡人と譲受人は、親戚関係でありまして、譲受人の所有地に隣接する畑を贈与するもので、双方合意ということで問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第52号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第52号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第3、議案第53号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第53号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1件、八向地区1件、合計2件ご提案申し上げます。

(議案書を基に、申請内容を説明。)

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について、報告をお願いします。それでは、新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○14番

新庄地区1番につきまして、8月18日に調査確認しました。以前から譲渡人が、耕作していましたが、変形した農地でありましたので、処分したいと考えておりました。ハウスメーカーに依頼したところ、譲受人を紹介されました。譲受人は、住宅を建てて引っ越して暮らしたいと考えておりました。双方同意ということになりました。近隣農地への影響もないと判断しましたので、宜しく申し上げます。

○議長

続いて、八向地区1番について調査報告をお願いします。

○5番

八向地区1番につきまして、8月18日に調査確認いたしました。この土地は、現在工事が進められている新庄酒田道路における岩清水トンネル内に通す携帯電話の電波を供給する設備とのこと。貸人の土地を借り受けて設置するということです。山の中でありますので、周辺の農地に影響がないということで、問題ないと判断いたしました。宜しく申し上げます。

○議長

ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第53号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第53号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

次に日程第4、議案第54号農業振興地域整備計画の変更についてを上程します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局

議案第54号農業振興地域整備計画の変更について、新庄地区1件ございます。議案書に基づきご提案いたします。

(議案書を基に、申請内容を説明)

ご審議の程どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区1番について調査報告をお願いします。

○12番

新庄地区1番につきまして、8月19日に調査確認しました。今回の案件は、申請地の南側に隣接する土地と一緒に農振の変更と転用申請したかったとのことですが、面積要件で今回の申請となったとのことでした。農地所有者の方も合意しており、問題なしと判断しましたのでよろしくお願ひいたします。

○議長

はい、どうもご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について

質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第54号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第54号農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり可決、決定されました。

○議長

それでは報告案件に入ります。

次に日程第5、報告第37号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第37号農地法第3条の3第1項の規定による届出につきまして、新庄地区2件、萩野地区2件、八向地区1件の合計5件ございます。議案書に基づきご報告いたします。  
(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第37号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第37号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決、承認されました。

○議長

次に日程第6、報告第38号2アール未満農地転用届出についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第38号2アール未満農地転用届出につきまして、稲舟地区1件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第38号2アール未満農地転用届出について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第38号2アール未満農地転用届出については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

次に日程第7、報告第39号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

報告第39号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区2件ございます。議案書に基づきご報告いたします。

(議案書を基に、報告内容を説明)

○議長

ただいまの報告第39号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第39号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決、承認されました。

○議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、新庄市農業委員会第15回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和3年8月27日

新庄市農業委員会

議 長 浅沼 玲子

議事録署名委員 五十嵐 成生

議事録署名委員 佐藤 喜代志